令和9年度　児童育成クラブ入会のご案内

1　児童育成クラブとは

児童育成クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、その放課後等の時間帯に、家庭に代わる生活の場を提供する事業です。

(1)　入会期間

最長で令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで（年度ごとの入会となります）

- 年度途中の入会者は、入会日から令和 10 年３月 31 日までとなります。
- 入会要件により、入会できる期間は異なります。
- 夏休み等の長期休業期間中に限っての短期の入会はできません。
- 翌年度以降も入会する場合は、**年度ごとに入会申請が必要**となります。

(2)　開所日時等

○ **市立小学校の通常授業日：放課後から午後７時 30 分**

○ **市立小学校の休業日（土曜日、春・夏・冬休み、臨時休校日）：午前７時 30 分から午後７時 30 分**

※　土曜日の利用には、就労証明書等で、土曜日勤務の記載が必要となります。

※　午前７時 30 分から午前８時までの早朝利用をする場合には、児童育成クラブへ事前の利用申込書の提出と、別途早朝利用料金が必要です。詳細は、児童育成クラブへ直接お問合わせください。

※　日曜日・祝日・12 月 29 日から翌年１月３日、その他市長が特に必要と認めた日は休みです。

(3)　利用料（保護者負担金）

児童１人につき、月額５,０００円（振込等にかかる手数料を除く）。

利用料金は、おやつや傷害保険、教材費や光熱水費等、クラブ運営に必要な経費の一部を利用者で負担していただくものです。なお、入会期間中はクラブの利用の有無に関わらず全額お支払いいただきます。日割り計算はいたしません。

(4) 入会決定の取消

- 入会要件を満たさなくなったとき。
- １か月以上児童育成クラブの利用がないとき。
- 正当な理由がなく、保護者負担金を滞納したとき。
- 入会申請書に虚偽があったとき。
- 児童育成クラブの管理運営上、支障があるとき。

2　入会するには

(1)　対象児童

浦安市に住所を有する小学校１年生から６年生の児童のうち、次のページ（4）に記載の入会要件により、下校しても保護者がいない、または保護者が家庭での養育が困難な児童が対象です。

市立小学校に通う児童は、その小学校区の児童育成クラブに、県立・私立・市外の小学校に通う児童は、**住所が属する小学校区の児童育成クラブに入会**する資格を有することとなります。

(2)　入会申請期間

○　令和９年４月入会の申請

令和８年 11 月 20 日（金）　から　令和８年 12 月 15 日（火）　まで

※ 現在入会中で、４月以降継続入会を希望する場合も、この期間内に必ず申請してください。

※ 申請期間を過ぎた場合は、５月１日以降の入会になります。

※ 急な転入等の特別な事情で申請期間に間に合わない場合は事前にご相談ください。

※ 土・日曜日、祝日は、閉庁日のため窓口での申請を受け付けることができません。

○　令和９年５月以降入会の申請

・各月の申請期間は、以下表のとおりです。原則各月１日の入会となります。

入会月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R10年1月	R10年2月	R10年3月
申請開始日	3月16日(火)	4月16日(金)	5月15日(土)	6月16日(水)	7月16日(金)	8月14日(土)	9月16日(木)	10月16日(土)	11月16日(火)	12月16日(木)	R10年1月15日(土)
申請終了日	4月15日(木)	5月14日(金)	6月15日(火)	7月15日(木)	8月13日(金)	9月15日(水)	10月15日(金)	11月15日(月)	12月15日(水)	R10年1月14日(金)	R10年2月15日(火)

※ 土・日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年１月３日は、閉庁日のため窓口での申請を受け付けることができません。

(3)　申請方法

※１回の申請で３名までの児童を同時申請できます。

原則、電子申請をご利用ください。

【ちば電子申請サービスにて申請】

右記二次元コードから浦安市 HP にアクセスし、電子申請のリンクから申請してください。

※ 申請にマイナンバーカードは不要です。

※ 必要書類は、スマートフォンで撮影した画像・PDF で添付することができます。

浦安市 HP

【電子申請を利用できない方】

市役所２階の青少年課に必要書類を提出し申請してください。

※ 提出受付時間は平日の午前８時３０分から午後５時までです。

※ 郵送での提出は、簡易書留または特定記録のみ受け付けており、締切は**申請期間最終日必着です。**

※ **在籍の有無にかかわらず児童育成クラブへの提出はできません。**

（4）必要書類

※必要書類がそろっていない場合は、申請を受け付けることができません。

電子申請の場合、**スマートフォンで撮影した画像**・PDF での添付が可能です。

【申請者全員】

・「家庭で養育することが困難であることを証する書類（下表に示す「必要となる書類」）」

※ いかなる場合も、必要書類の提出を省略することはできません。

（過去に青少年課や保育幼稚園課等に提出している場合であっても、省略することはできませんので、お手元に必ずご準備のうえ申請してください。）

※ 父と母（単身赴任中の方も含む）など保護者に該当する方全員の書類が必要です。

区分	入会要件	入会期間	必要となる書類
1-1就労（内定）	以下３つの要件を満たし就労中の方 ①月に15日以上 （目安として週に４日以上） ②１日４時間以上 ③保護者の帰宅時間が15時以降 （通勤時間含む）	就労している期間	**自営業の方** □就労（就労内定）証明書★ □シフト表（シフト勤務の方は必須） □いずれか１点の写し ・直近の所得税確定申告書(第一表及び第二表)(控) ・直近の住民税申告書（控） ・開業届（２年以内に開業した場合のみ） **事業専従者の方** □就労（就労内定）証明書★ □シフト表（シフト勤務の方は必須） □専従者の給与が確認できる直近の所得税確定申告書(第一表及び第二表)(控)の写し等の書類 **被雇用者(会社員・公務員・パート等)・法人の代表者の方** □就労（就労内定）証明書★ □シフト表（シフト勤務の方は必須） ※単身赴任の方は、就労証明書に代えて辞令等を提出できます。
1-2就労予定 ※４月入会のみ対象	令和8年12月1日から令和9年4月30日の間に採用を目指して求職活動中、または採用される予定の方	令和９年３月15日（月）までに提出される就労証明書に基づき決定します。	□「承諾書」★
２出産	出産前後の休養のため育児することができない方	出産予定月の **前２か月と後２か月の月末まで**	□母子健康手帳表紙の写し
３疾病・障がい	疾病や障がいにより、育児が困難な方	**診断書の療養期間中** または **資格喪失の日まで**	□いずれか一点 ・診断書★ ・障がい者手帳、療育手帳等の写し
４親族の介護	以下３つの要件を満たし介護中の方 ①月に15日以上 ②１日４時間以上 ③保護者の帰宅時間が15時以降	**診断書の療養期間中** または **保険者証資格喪失の日まで**	□介護計画書★ □いずれか一点 ・要介護者の診断書★ ・介護保険被保険者証の写し
５就学	以下３つの要件を満たし就学中の方 ①月に15日以上 ②１日４時間以上 ③保護者の帰宅時間が15時以降	就学している期間	□いずれか一点 ・在学証明書 ・学生証の写し □いずれか一点 ・学校が作成した時間割表の写し ・就学計画書★

※ ★の資料は、浦安市指定の様式を使用してください。（右記二次元コードからダウンロードできます。）

※ ★の資料、辞令等及び在学証明書は、提出日において６カ月以内に作成された書類のみ有効です。

浦安市指定様式ダウンロード

【該当する児童のみ】

・電子申請を利用できない方は、「児童育成クラブ入会申請書」が必要です。

・障がい者手帳・療育手帳・通所受給者証をお持ちの児童は、その添付が必要です。

・「エピペン®」を利用する児童は、「投薬依頼書」及び小学校へ提出の「投薬指示書」の添付が必要です。
入会説明会または面談までに青少年課または児童育成クラブへ提出してください。

・児童の健康状態等により、青少年課より別途調査票の提出をお願いする場合があります。

（5）令和８年12月１日から令和９年４月30日の間に採用を目指して求職活動中、または採用される予定の方

「就労（就労内定）証明書」の代わりに「承諾書」をもって一時的に仮申請が可能です。仮申請後は、令和９年３月15日（厳守）までに「就労（就労内定）証明書」を青少年課へ届出(「(9)　届出方法」参照)してください。

※ 期日までに「就労（就労内定）証明書」の提出がない場合や、対象外であることが判明した場合（例：採用日が令和８年12月１日より前である等）は、入会の決定を取り消します。

（6）申請時に育児休業中（出生時育児休業含む）の方

育児休業中は入会要件を満たさないため入会できませんが、入会開始月の翌月10日までに入会要件を満たして復職する方に限り申請可能です。（例：４月１日入会の場合、５月10日までに復職が必要です。）

※ 申請時、以下の事項のいずれかを確認できる就労証明書の提出が必要です。
・入会開始月の翌月10日までに復職することが分かること。
・育児休業の取得に係る項目に、「入所/入園できしだい復職可能」である旨の記載があること。
・入所内定時育休短縮可否について、「可」または「可（予定）」である旨の記載があること。

※ 入会申請後、保育園等への入所が決定した場合に復職する方は、保育園等への入所の可否を期日までに青少年課へ届出(「(9)　届出方法」参照)してください。

※ 復職後は復職済みの就労証明書を利用開始月の翌月末までに届出(「(9)　届出方法」参照)してください。

※ 入会開始月の翌月10日までに復職せず、就労証明書を提出しない場合、あるいは、入会要件が満たされていない内容で就労を開始した場合、入会決定が取り消されることがあります。

（7）通学区域外の小学校へ通学する予定がある方

通学区域外の小学校へ通学する予定がある場合は、入会申請の際に、希望している小学校およびその小学校地区児童育成クラブを選択のうえ、「学区外申請について」の設問において「学区外決定済み」または「学区外申請中・予定」を選択してください。（紙の申請書の場合は、「通学区域外の小学校へ通う場合のみチェック」の欄にチェックをつけてください。）「学区外申請中・予定」を選択した場合、通学する小学校が決定しましたら、学務課が発送する通知文「学区外就学の可否について」または「入学通知書」の写しを青少年課へ届出(「(9)　届出方法」参照)してください。届出をいただいてから児童育成クラブへの通所を開始できます。

（8）住所変更（転入・転居）予定がある方

申請日時点において、現住所と入会開始日の住所が異なる場合は、「転居予定について」の設問において「転居予定あり」を選択し、転居後の住所を入力してください。（紙の申請書の場合は、「※入会日時点住所が上記と異なる場合のみ記入」の欄に転居後の住所を記入してください。）その後、浦安市役所市民課へ転入・転居の届出が完了しましたら、青少年課へ速やかに届出(「(9)　届出方法」参照)をお願いいたします。届出をいただいてから児童育成クラブへの通所を開始できます。

（9）届出方法

(5)～(8)に係る届出については、右に記載の二次元コードより、ちば電子申請サービスで届出してください。

(5)～(8)の届出用

3　入会決定について

（1）　入会決定方法

入会上限定員数を超える入会申請があった場合は、**入会申請期間内にご申請いただいた方のうち、低学年の児童や療育手帳等の交付を受けている児童等を優先的に入会決定するため、入会要件を満たしていても、定員超過のため入会をお待ちいただく場合**があります。

（2）　入会決定通知及び審査結果通知の発送

○ **令和９年４月入会の決定通知の発送日**：令和９年２月中旬を予定

➡各クラブ主催の説明会（例年２月下旬～３月上旬の土曜日開催）へご参加頂きます。
詳細は決定通知に同封される案内をご確認ください。

○ **令和９年５月１日以降入会の決定通知の発送日**：入会希望月の前月 20 日前後

➡決定通知に同封される案内をご確認の上、入会希望月の前月末頃に各クラブとの面談を行っていただきます。

4　入会決定後について

（1）　退会・変更の届出について　※長期欠席は廃止となりました。

○ **退会の届出（退会日は原則として月末最終日となります。ただし、入会要件が切れる場合は、その限りではありません。）**

年度途中で退会する場合、**退会予定月の 20 日（土・日曜日、祝日の場合は前日）までに**下の「届出方法」のとおり届出してください。（届出が遅れた場合は翌月末の退会となります。）

・退会の届出をしない場合は、その間の保護者負担金が発生いたしますのでご注意ください。
・要件を満たさなくなる場合は、速やかに退会の届出をしてください。
・１か月以上児童育成クラブを欠席する場合、児童育成クラブは退会となります。なお、再度利用が必要となった場合は、各月１日の入会申請で申請を受け付けます。

○ **変更の届出**

入会申請時の申請内容や就労証明書等の「家庭で養育することが困難であることを証する書類」に変更が生じた場合は、**すみやかに**、下の「届出方法」のとおり届出をしてください。

主な変更例
- 例１：「就労」の要件で申請したが、出産により休職するため「出産」の要件に変更したい。
- 例２：現在就労している就労先において、雇用契約期間が更新された。
- 例３：転居のため、住所、小学校及び児童育成クラブを変更したい。
- 例４：離婚のため、保護者の変更および母と子どもの姓を変更したい。
- 例５：再婚のため、保護者を追加したい。
- 例６：転職のため、就労先を変更したい。（前職の退職日と次の就労先の採用日までの期間が１か月以内の場合）
 ※前職の退職日と次の就労先の採用日までの期間が１か月を超える場合は退会となるため、退会の届出をしてください。
- 例７：育児休業を取得することとなった。（育児休業期間が１か月以内の場合）
 ※育児休業期間が１か月を超える場合は退会となるため、退会の届出をしてください。

○ **届出方法**

【ちば電子申請サービスにて届出】

右に記載の二次元コードより届出してください。

※ 申請にマイナンバーカードは不要です。
※ 必要書類は、スマートフォンで撮影した画像や PDF で添付することができます。

退会
電子申請専用

変更
電子申請専用

【電子申請を利用できない方】

※ 紙書式の「児童育成クラブ退会届」・「児童育成クラブ入会申請書記載事項変更届」を記入し、必要書類を添えて、市役所２階の青少年課窓口に提出してください。
※ 上記の紙書式は青少年課窓口・市のホームページから入手可能です。
※ 児童育成クラブへ提出することはできません。

（2）育児休業（出生時育児休業含む）及び転職について

入会後の育児休業や退職した場合については、原則退会となりますが、育児休業の期間や次の就労先の採用日までの期間が１か月以内の場合は欠席扱いとすることができます。

※変更の届出が必要です。詳細は「４入会決定後について」の(1)内「変更の届出」を参照してください。

（3） 感染症に関して

インフルエンザ、はしか等疾病の流行等により学級閉鎖となったクラスに在籍する児童は、公衆衛生上の観点から登所できません。ただし、学級閉鎖等で急に短縮授業となった場合は、その当日に限り、登所可能です。

また、児童が感染性の病気に感染した場合や、感染している恐れがある場合も登所できません。

（4） 投薬

児童育成クラブの支援員が児童に投薬することはできません（点眼や塗り薬を含む）。ただし、「エピペン®」を利用している児童は、「投薬依頼書」及び小学校へ提出する「投薬指示書」を入会前の説明会または、面談までに準備してください。

（5）登降管理システムの登録について

入会前に、お子様の登所・降所時間やお知らせ等を保護者へ通知するためのアプリ「キッズビュー」（登降管理システム）の登録をお願いします。詳細は入会前の説明会または面談でお伝えします。

５　入会中のお願い

○ 児童育成クラブでは、保護者のお迎えを原則としています。送迎時は徒歩、自転車もしくは公共交通機関にて来所いただき、**お車の利用はご遠慮ください**。なお、例外として保護者の責任において、一人帰りをすることができます。ただし、天候悪化等の理由により、一人帰りを中止し、お迎えの対応をお願いする場合があります。

○ 児童育成クラブの利用は、原則、保護者が養育できない日に限ります。

○ 習い事等で一度、児童育成クラブを退所した場合は、同じ日に再び利用することはできません。

○ 児童育成クラブ登所後に、体調不良になった場合や、けがをした場合、災害が発生した場合等で急なお迎えが必要となった場合には、すみやかに児童のお迎えをお願いします。

○ 設備及び備品等を児童が破損･故障等させた場合は､原則として保護者の責任で修理費等を負担していただきます。

○ 児童同士のトラブルについては、当事者同士で解決をお願いいたします。

６　放課後こども教室について

市では、児童育成クラブとは別に「放課後子ども教室」として、学校施設等を活用し、子どもが自主的に活動する遊び場を開所しており、児童育成クラブに入会している児童も利用することができます。また、ご利用にあたっては、各放課後子ども教室へ登録申請書の提出が必要となり、児童育成クラブの入会申請書でも登録することができます。詳しくは、浦安市ホームページをご覧ください。右の二次元コードから閲覧可能です。

放課後子ども教室
ホームページ

７　児童育成クラブ一覧表

対象学区	クラブ名	住所・場所	電話・ＦＡＸ番号
浦安小	浦安小学校地区児童育成クラブ	猫実４－６－２９　（マンション１階及び２階）	047-351-1990
南小	南小学校地区児童育成クラブ	堀江５－４－１　（南小の体育館棟１階）	047-352-1697
北部小	北部小学校地区児童育成クラブ	北栄３－２０－３（北部小の隣）	047-351-1782
見明川小	見明川小学校地区児童育成クラブ	弁天３－１－２（見明川小の敷地内）	047-351-1633
富岡小	富岡小学校地区児童育成クラブ	富岡１－１－１（富岡小の校舎内）	047-352-7400
美浜南小	美浜南小学校地区児童育成クラブ	美浜３－１５－１（美浜南小の校舎内）	047-350-6624
東小 ※	東小学校地区児童育成クラブ（本室）	猫実１－１１－１（東小の体育館棟１階）	047-350-4424
	東小学校地区児童育成クラブ（分室）	北栄４－１－１７（ふたば保育園併設）	047-382-2324
舞浜小	舞浜小学校地区児童育成クラブ	舞浜２－１－１（舞浜小の敷地内）	047-352-3615
美浜北小	美浜北小学校地区児童育成クラブ	美浜５－１２－１（美浜北小の校舎内）	047-351-6050
日の出小	日の出小学校地区児童育成クラブ	日の出２－１１－１０（日の出保育園の隣）	047-380-0666
明海小	明海小学校地区児童育成クラブ	明海２－１３－１（明海小の隣）	047-305-0220
高洲小	高洲小学校地区児童育成クラブ	高洲４－２－８（高洲小の隣）	047-351-1015
日の出南小	日の出南小学校地区児童育成クラブ	日の出５－４－３（日の出南小の敷地内）	047-305-1345
明海南小	明海南小学校地区児童育成クラブ	明海５－５－１（明海南小の敷地内）	047-382-2901
高洲北小	高洲北小学校地区児童育成クラブ	高洲２－２－１（高洲北小の隣）	047-381-5201
東野小	東野小学校地区児童育成クラブ	東野１－７－３（東野小の校舎内）	047-304-1880
入船小	入船小学校地区児童育成クラブ	入船３－６６－１（入船小の隣）	047-352-1415

児童育成クラブ
ホームページ

※＜東小学校地区児童育成クラブ本室・分室の振り分けについて＞

東小学校地区児童育成クラブについては、通所するクラブを本室と分室に振り分けています。結果は、入会決定通知に記載します。

◆問い合わせ・郵送先◆
〒279-8501　浦安市猫実 1-1-1
浦安市役所２階　青少年課児童育成係
電話：047-712-6453（直通）